

# 小田原バスケットボール協会社会人連盟規約

## 第一章 総則

### 第1条 (名称)

この会は、小田原バスケットボール協会一般（以下、本会という）と称する。

### 第2条 (帰属)

本会は、小田原バスケットボール協会の趣旨目的に賛同し、その加盟団体となる。

### 第3条 (目的)

本会は、バスケットボールの普及・振興を図るとともに、競技会の開催により登録チーム相互の競技力向上を目的とする。

## 第二章 事業

### 第4条 (事業)

本会は前条の目的を果たすため、次の事業を行う。

- 1 本会の主催する大会の開催
- 2 審判員の養成
- 3 小田原バスケットボール協会及び加盟団体との協力及び連携
- 4 その他、本会の目的を達成するために必要な事項

### 第5条 (年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第三章 組織及び登録

### 第6条 (組織)

本会は、小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡において結成されたチーム及び本会の趣旨目的に賛同したものを以って組織する。

### 第7条 (登録)

本会の目的に賛同し加盟を希望するチーム及び個人は、本会に登録しなければならない。登録に関し必要な事項は別に定める。

## 第四章 役員及び委員会

### 第8条 (委員会)

本会に次の委員会をおき、主に以下の活動を執り行う。

- 1 総務委員会 登録関係作業、会議運営、会計
- 2 競技委員会 各大会開催に関わる作業、競技規則の作成
- 3 審判委員会 審判技術向上に関わる作業、健康維持・けが防止の推進

### 第9条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 総務委員長・副委員長 各1名
- 4 競技委員長・副委員長 各1名
- 5 審判委員長・副委員長 各1名

### 第10条 (会長)

会長は、代表者会議の承認により就任する。会長は本会を総理し代表する。

### 第11条 (副会長)

副会長は、代表者会議の承認により就任する。副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時ときは、会長の職務を代行する。

### 第12条 (委員長及び副委員長)

総務、競技及び審判委員会の委員長・副委員長は、各委員会委員の中から互選し会長が任命する。委員長は所属する委員会の会務を掌理し、その責任者となる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、委員長の職務を代行する。

### 第13条 (各チームの代表者)

各チームの代表者は、総務・競技・審判のいずれかの委員会に所属しなければならない。

### 第14条 (役員の任期)

会長、副会長及び各委員会の委員長・副委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員が生じた時は、直ちに補充し、その任期は前任者の残りの期間とする。

## 第五章 会議

### 第15条（役員会）

役員会は、会長、副会長及び各委員会の委員長・副委員長により構成され、会長が召集する。役員会は、本会の重要事項を検討・協議する。

なお、代表者会議を開催する時間が無い場合は、役員会の決定を本会の意志とする。

### 第16条（代表者会議）

代表者会議は、会長、副会長、各委員会の委員長・副委員長及びチームの代表者により構成され、会長が召集する。

代表者会議は、登録チームの2/3以上の出席で有効となり、審議事項は出席者の過半数により議決する。

## 第六章 会計

### 第17条（経費）

本会の運営は大会参加料、その他収入をもってこれに充てる。

### 第18条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

### 第19条（登録料及び大会参加料）

本会に加盟しているチームは、毎年所定の登録料を納入しなければならない。また、各大会に参加しようとするチームは、各大会所定の大会参加料を納入しなければならない。

登録料、大会参加料の規定は別に定める。

## 第七章 その他

### 第20条（見舞金）

下記に該当する場合は、当事者（又は当事者が在籍するチーム代表者）から年度内に申請をすることにより、見舞金の支給を行う。

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| 1 試合中に入院を伴う怪我をした場合 | 5,000円  |
| 2 登録選手が死亡した場合      | 10,000円 |

### 第21条（罰則）

本会の運営を著しく乱した（試合中の態度、会議等の無断欠席）チームは、始末書を提出し、始末書を3回提出したチームは、罰則を与える。

罰則の規程は別に定める。

### 第22条（規約改正）

この規約は、代表者会議の議決を経なければ改正できない。

### 第23条（細則）

この規約を実行するために必要な細則は、別に定めることができる。

## 附 則

この規約は平成15年4月1日から有効となる。

この規約は平成17年3月22日より一部改定する。

この規程は2020年4月1日より一部改定する。（名称変更）